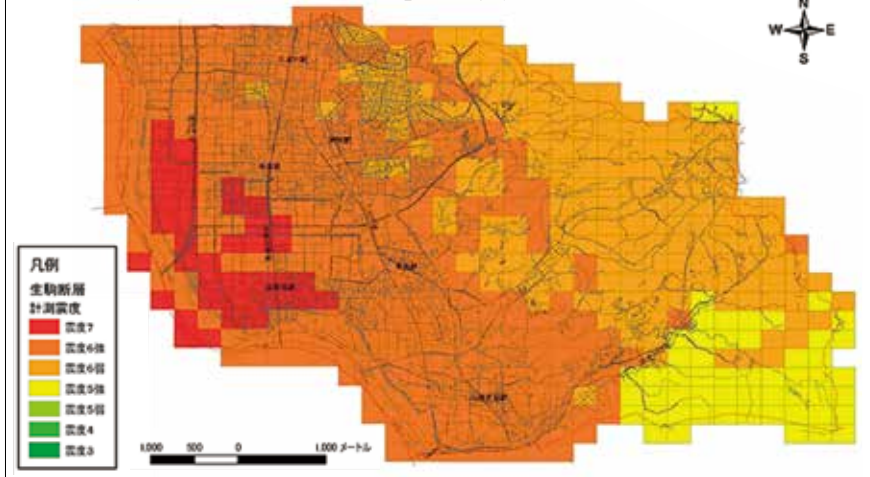




生駒断層帯を震源とした地震の想定震度分布図



市の地震による被害想定

断層・断層帯など	最大震度	人的被害(人)				建築物被害(棟)		
		死者	負傷者	要救助者	短期避難者	全壊	半壊	焼失
生駒断層帯	7	720	4,130	3,150	43,590	10,670	10,350	1,230
奈良盆地東縁断層帯	6強	330	2,440	1,450	29,060	5,220	8,900	590
南海トラフ地震	6強	70	910	150	—	980	—	6,030

(京都府第二次地震被害想定調査2008年)

(南海トラフ地震のみ内閣府のデータを基にした京都府被害想定2014年)

建築物耐震改修促進計画を改定

市では、地震から市民の生命、財産を守るために住宅・建築物の耐震化をより一層推進していくため、平成29年3月に計画を改定しました。

平成7年の阪神・淡路大震災では、多くの尊い命が失われましたが、このうち、地震による直接的な死者数の約9割は、住宅・建築物などの倒壊による圧迫死であったと言われています。そして、この時に大きな被害を受けた住宅・建築物は、昭和56年5月31日以前に建築された、現行の建築基準法などの耐震関係規定(新耐震基準)に適合していない住宅・建築物でした。

また、平成23年に発生した東日本大震災では、東北地方から関東地方にかけて広域的に甚大な被害をもたらしたことは記憶に新しいですが、国はこれと同じ海溝型地震である南海トラフ地震が近い将来に発生し、甚大な被害が生じると想定しています。さらに、直近でも熊本地震や鳥取県中部地震などの大地震が頻発していることから、大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

市では、平成25年の耐震改修促進法改正や平成28年3月の府建築物耐震改修促進計画の改定を受け、大地震から市民の生命、財産を守るために住宅・建築物の耐震化をより一層促進し、地震災害に強いまちづくりを目指すため、平成29年3月に「建築物耐震改修促進計画」を改定しました。

建築物耐震改修促進計画とは…

平成7年に阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて制定された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための目標や基本方針を定めたもので、市では平成20年に「建築物耐震改修促進計画」を策定し建築物の耐震化に努めてきました。

この計画の対象は、全ての住宅や一定規模以上の多数の人が利用する建築物、緊急輸送道路・避難路を閉塞(へいそく)させる恐れのある建築物です。

もし、近くの断層で地震が起こったら、南海トラフ地震が起こったら…

府が平成20年にまとめた「府第二次地震被害想定調査」によると、本市の近くには最大震度7の生駒断層帯を筆頭に、震度6弱以上の地震が発生すると想定されているものが15断層・断層帯あります。最も建築物の被害が大きい生駒断層帯を震源とする地震では、10,670棟の建築物が全壊、10,350棟が半壊・一部半壊、合計21,020棟の建築物が被害を受け、720人の死者が出ると想定されています。

また、プレートが日本列島の下に沈み込む南海トラフでは、東海地震、東南海地震、南海地震と3つの大規模な地震が、おおむね100～150年の間

隔で発生しています。国の地震調査研究推進本部では、南海トラフの地震がマグニチュード8～9クラスで、今後30年以内に70パーセント程度の確率で発生すると予測しています。「府第二次地震被害想定調査」によると、本市における南海トラフ地震による被害は、980棟の建築物が全壊し、70人の死者が出ると想定されています。南海トラフ地震は、ひとたび地震が起こると広範囲にわたって甚大な被害をもたらされるため、近隣の府県からの広域支援が困難になると想定されることから、建物の耐震化などの地震対策を早急に進める必要があります。

耐震化促進のための基本的な取組方針は…

①市域の耐震化状況を踏まえた取組みを推進します

市内の住宅の多くは、昭和56年5月以前に建築された木造戸建住宅が占めることから、木造戸建住宅について耐震診断による耐震性の確認および必要に応じて耐震改修などによる耐震化の促進を図っていきます。

②緊急性や公益性に配慮した効果的な取組みを推進します

災害時の避難・救援活動に重要な役割を果たす緊急輸送道路を閉塞する可能性がある沿道建築物などについては、できるだけ早期に耐震化を進めます。また、大規模建築物*については、緊急性や公益性に配慮し、耐震診断・耐震改修の促進に向けた意識啓発を進めます。*多数の人が利用する建築物の中でも特に規模が大きい建築物

③各主体の連携と適切な役割分担による取組みを推進します

住宅・建築物の耐震化の主体は、所有者などであるという基本認識に基づき、行政を中心に、建築関係団体や地域の各種団体(自治会など)などと、適切な役割分担を行いながら、所有者などの取組みを支援(住民周知など)します。

耐震化の目標設定

国の基本方針では、南海トラフ地震による死者数をおおむね8割、建築物の全倒壊数をおおむね5割、被害想定から減少させる目標を掲げ、住宅および多数の人が利用する建築物について耐震化率を平成32年に95パーセントとする目標を設定しています。なお、府では住宅の耐震化率の目標を平成37年度に95パーセントと設定していることから、市の目標は次のように決めました。

(1)住宅の耐震化の目標

【現状】78.6% (平成27年度)

▶ 【目標】95% (平成37年度)

(2)多数の人が利用する建築物*の耐震化の目標

【現状】88.8% (平成27年度)

▶ 【目標】95% (平成37年度)

*多数の人が利用する建築物とは、民間建築物のほか国有・府有建築物を含む学校、体育館、病院、集会場、展示場、百貨店、事務所、福祉施設、賃貸共同住宅、その他多数の人が利用する建築物で一定規模以上のものをいいます

耐震診断・改修の促進を図るための取り組み

建築物の耐震化は、所有者が必要性を認識し、自らが取り組むことが不可欠です。このため、市は、所有者が耐震化に取り組みやすくするための施策に取り組んでいます。

1. 耐震診断・改修の促進を図るための支援策

- 1) 住宅の耐震化の支援策
 - 市から耐震診断士を派遣します（木造住宅耐震診断士派遣事業）
 - 耐震改修などを実施する費用の一部を補助します（木造住宅耐震改修等補助事業）
- 2) 多数の人が利用する建築物（民間等）の耐震化の支援策
 - 耐震診断や耐震改修に関する情報提供などの支援を行います
 - 緊急性が高い大規模建築物については、耐震設計または耐震改修を実施する費用の一部を補助します
- 3) 耐震化を促進するための優遇制度等の周知
 - 税制優遇制度の周知や融資制度の周知を行います

2. 耐震化に関する啓発および知識の普及に関する取り組み

- 地震防災マップを活用した情報提供を行います

- 広報じょうようや市のホームページなどを通じ、耐震化に関する情報の周知に努めます
- 住宅・建築物の耐震化にかかるパンフレットなどを作成し、支援制度の周知に努めます
- 市まちづくり出前講座の実施や、市のホームページを通じて、防災、耐震化にかかる知識の普及啓発に努めます
- 自治会や自主防災組織等と連携し、防災に関する情報提供と意識啓発に努めます
- 耐震改修促進法に基づく各種認定制度の活用について周知し、円滑な耐震化の促進を図ります

3. 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要


- まずは命を守るため、減災化住宅の促進を図ります
- エレベーターの地震防災対策を推進します
- 屋外広告物、ガラス、外壁材、天井等の落下防止対策に努めます
- 大規模盛土造成地や土砂災害特別警戒区域内の宅地の安全対策を検討します

木造住宅の耐震化に向けた市の支援事業

木造住宅耐震診断士派遣事業の概要（平成29年6月現在）

対象となる住宅・申込者	(次の項目の全てに該当するもの) ● 昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅 ● 一戸建て住宅の場合…住宅以外の用途を兼ねる場合は、床面積の半分以上が住宅として使用されているもの(居住者も可(ただし、所有者の同意が必要)) ● 長屋・共同住宅の場合…全ての住戸で床面積の半分以上が住宅として使用されているもの ● 耐震診断問診表で診断結果が10点未満であるもの
支援内容	● 耐震診断士の派遣費用(自己負担3,000円)

木造住宅耐震改修等事業費補助事業の概要（平成29年6月現在）

対象となる住宅・申込者	● 昭和56年5月31日以前に着工され、現に完成していること ● 住宅以外の用途を兼ねる場合は、住宅の用途に供する部分の床面積が当該建築物の床面積の2分の1以上であること ● 30戸/ヘクタール以上の住宅が建築されている区域に建築されているものであること (耐震改修) 木造住宅耐震診断士派遣事業による耐震診断または平成18年3月31日以前に建築士による耐震診断の結果、評点*が1.0未満と判定された住宅(居住者および居住予定者も可(ただし、所有者の同意が必要)) (耐震シェルター設置) 以下の要件のいずれかに該当すること ①60歳以上の人が居住していること ②身体障害者手帳を所持する人が居住していること ③精神障害者保健福祉手帳を所持する人が居住していること ④療育手帳を所持する人が居住していること ⑤要介護認定または要支援認定を受けた人が居住していること ※評点：木造建築物の地震に対する強さを表す基準値		
対象となる工事	耐震改修	簡易耐震改修	耐震シェルター設置
	● 耐震改修工事で評点*1.0以上に向上させるものであること(当面は、評点*を0.7以上に向上させる工事も対象) ● 建築士が改修の計画を立て、改修工事の監理を行うものであること	● 耐震診断(一部評価を含む)を伴う場合、建築士が改修の計画を立て、改修工事の監理を行うものであること ● 耐震性が確実に向上すると考えられる次のいずれかに該当する簡易耐震改修設計および簡易耐震改修工事 ①屋根の全てを替えるもの ②壁の補強または補強壁の設置 ③床などの全てを改修(1階床は除く)するもの ④基礎の全てを改修するもの ⑤その他、耐震診断などにより耐震性向上を確認された改修工事(劣化度のみの改善を除く)	● 地震時に高齢者、障がい者などの生命を守る目的で建築物内に装置(府知事が必要な構造耐力を有するものとして認めたものに限る)を設置するもの <耐震シェルターイメージ>  府作成のパンフレット「耐震シェルター設置をお手伝いします!」から
支援内容	● 補助金 上限90万円	● 補助金 上限30万円	● 補助金 上限30万円

こんな優遇制度もあります

■ 税制優遇制度

住宅の所有者が耐震化を行う上で懸案となる費用面での不安を解消するため、①所得税の特別控除、②固定資産税の減額があります。

- ☎ ①宇治税務署 ☎(44)4141
 ②税務課評価係 ☎(56)4022

■ 京都府住宅改良資金融資制度

(21世紀住宅リフォーム資金)

住宅の耐震化などの工事をされる場合に、その資金を融資する府の制度です。市の耐震改修補助制度と併せて利用すると、初期費用が低減できます。

☎ 京都府住宅課 ☎075(414)5361

まずは命を守るため、減災化住宅は有効です

構造や形態、工期や工事費の面で住宅の耐震化を実施することが困難な住宅に対して、部分的な補強による簡易耐震改修や地震時に逃げ込める安全な空間を確保する耐震シェルターの設置などにより、まずは人命を守ることも有効です。

<減災化住宅の取り組み例>

■ 簡易耐震改修や耐震シェルターの設置

住宅全体の耐震化を図るものではありませんが、部分的な改修のため、費用が安く工期も短いです。木造住宅耐震改修等事業費補助事業による支援も活用できます。

■ 地震時における、住宅・建築物内の家具等の転倒、移動による被害防止対策の実施

まずは身近な安全確保を!

建物を地震に強くしても、家具が転倒することで被害が発生します。家具の転倒防止や、安全な配置を考えてみましょう。

